

○郵送による申請・交付

道路使用許可申請の申請・交付は、郵送で行うことができます。

※郵送申請は、申請内容が下記に該当するもののみとなります。ご確認ください。

道路使用許可の申請

- ① 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち
 - ・ 許可を受けた期間の延長申請
 - ・ 道路交通環境がほぼ同一と評価できる程度の変更届出
 - ② 例年実施している道路使用で、その場所・期間・方法・形態が同一のもの
- ※①、②とも慣例的なものに限る。

道路使用許可の変更届出

過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち

- ・ 申請者又は現場責任者の変更届出
- ・ 申請者又は現場責任者の住所の変更届出
- ・ 養子縁組等による、申請者又は現場責任者の氏名の変更届出

道路使用許可の再交付申請

過去に受けた申請であって、許可期間が満了していない許可証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損したときの再交付申請

※いずれの申請にも過去の許可証の添付が必須となります。

☆申請と交付の両方を郵送で行う場合

申請書類を申請先警察署に郵送する際には

- ・ 申請に必要な額面の三重県収入証紙を貼付した収入証紙納付書
- ・ 交付郵送用「**レターパックプラス**」専用封筒に交付先の宛先及び宛先人を記入したもの

の2点を同封してください。

☆申請のみを郵送で行う場合(交付は申請先警察署窓口)

申請に必要な書類を申請先の警察署へ郵送してください。

申請受理後に審査を実施し、審査終了後に交付日を連絡しますので、申請先の警察署窓口で手数料を納付の上、許可証の交付を受けてください。

※交付時には、申請時に作成した申請書の写しを持参してください。写しと許可証とに相違がないことを確認します。

※なお、許可証交付の際には、申請者との関係を示す身分証の呈示を求める場合があります。

☆**交付のみを郵送で行う場合**（申請は申請先警察署窓口）

申請先警察署の窓口で申請する際、許可証交付郵送用の「**レターパックプラス**」の専用封筒に交付先の宛先及び宛先人を記入した状態で一緒に提出してください。

いずれの方法でも申請書類に不備等があれば交付前に申請先の警察署で必要な修正を行っていただく場合があります。

※**交付方法はポスト投函後、対面での交付が行える「レターパックプラス」のみ**とさせていただきます。